

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	一
○保安林の指定の解除	(同)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)	(同)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○海岸保全区域の変更(二件)	(河川課)	四
○都市計画の変更	(都市計画課)	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件)	(同)	九
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一〇
○政治団体の届出		一〇
○政治団体の届出事項の異動届		一一
○政治団体の解散届		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		一二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)		一二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		一二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		一二
○資金管理団体の届出		一三
○宮城県公報第二六一六号(平成二十六年十二月十二日付け)中		一三

正 誤

告 示

○宮城県告示第三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十六年地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
気仙沼市	南町一丁目の一部六単位区域 河原田一丁目一単位区域 本吉町狼の巣の一部一単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字西一四の三

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
石巻市渡波字長浜五八の一七八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）、

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白石市（次の図に示す部分に限る。）

三 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

四 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年十一月二十一日

二 商号又は名称等

池田豊工業株式会社 池田 勲	角田市岡字道下十二	建設業 許可番号 第五千六百四十七号	申請区分及び許可業の種類 一部建設業 土木工事業	平成二十六年 十月二十日
大谷建設株式会社 大谷 敏英	仙台市若林区霞目二一 三十三一十七	建設業 許可番号 第六千三十七号	全部建設業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十六年 十月二十一日
株式会社東北コンストラクション 鈴木 啓治	登米市南方町真ヶ沼二 十二一四	建設業 許可番号 第八千七百四十一号	全部建設業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十六年 十月二十三日
株式会社タイセ 小川 弘行	黒川郡富谷町富谷字枋 木沢五一一	建設業 許可番号 第一万六千十号	一部建設業 一般建設業 大工工事業 左官工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業	平成二十六年 十月三十一日

一 都市計画の種類
種類 気仙沼都市計画準防火地域

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四十三号
気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十七年一月十三日

一 都市計画の種類及び名称
1 種類 気仙沼都市計画特別用途地区
2 名称 大規模集客施設制限地区
特別工業地区

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十四号
気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十七年一月十三日

一 都市計画の種類及び名称
1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
2 名称 赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○県営柳田峠地区土地改良事業（農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））計画の

変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。
なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。
平成二十七年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
県営柳田峠地区土地改良事業（農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））変更計画概要書

二 縦覧期間
平成二十七年一月十三日から平成二十七年二月十日まで

三 縦覧場所
丸森町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年二月十日
2 提出方法 宮城県大河原地方振興事務所長あて提出してください。
送付先 〒九八九一-二四三 宮城県柴田郡大河原町字南二二九-一
電子メールアドレス oksgsinks@pref.miyagi.jp
3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、丸森町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
5 その他 電話による意見はお受けできません。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十七年一月十三日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部

委員長 菊 地 光 輝

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日

次世代の党 和田 政宗 和田 美穂 仙台市青葉区上杉一丁目五-一三 参議院議員 平成二十六年十二月五日

議院宮城県第一支部

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

新生とみやを考ふる町民の会 中鉢 義徳 高橋 真也 黒川郡富谷町成田四丁目一九番地 平成二十六年十二月二十四日

山本すすむ後援会 山本 進 中鉢 勝利 塩竈市清水沢四丁目七-八 平成二十六年十二月十一日

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日

井戸まさえ勝手応援団 井戸 正枝 井戸 正枝 多賀城市高崎三-一-二-五 衆議院議員 平成二十六年十二月四日

(ハ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日

井戸まさえ勝手応援団 井戸 正枝 井戸 正枝 多賀城市高崎三-一-二-五 衆議院議員 平成二十六年十二月四日

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年一月十三日

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党軽自動車支部 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区中野四丁目一-三-八 仙台市宮城野区中野字腰廻九九 平成二十六年十二月二十六日

代表者の氏名 船生 弘隆 藤田 博

自由民主党宮城県第五選挙区支部 政治団体の名称 自由民主党宮城県衆議院支部 自由民主党宮城県第五選挙区支部 平成二十六年十二月八日

代表者の氏名 中川 廣文 齊藤 秀行

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

白鳥あきひろ後援会 政治団体の名称 白鳥昭浩後援会 白鳥あきひろ後援会 平成二十六年十一月十日

代表者の氏名 鈴木 清 千葉 繁

宮城県林業政治連盟 会計責任者の氏名 浅野浩一郎 鈴木 登 平成二十六年十二月二十四日

○宮選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十七年一月十三日

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

みんなの党仙台市議会第4支部 及川 英樹 平成二十六年十一月二十八日

みんなの党宮城県議会第5支部 境 恒春 平成二十六年十二月一日

みんなの党宮城県議会第3支部 堀内 周光 平成二十六年十一月二十八日

みんなの党宮城県気仙沼市議会第1支部 菊田 篤 平成二十六年十一月二十八日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

佐藤洋治後援会 升 忠彦 平成二十五年十二月三十一日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

佐藤洋治後援会

報告年月日 26.12.1 (25.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

佐藤洋治後援会

報告年月日 26.12.1 (25.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

佐藤洋治後援会

報告年月日 26.12.1 (25.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(政党の支部)

みんなの党仙台市議会第4支部

報告年月日 26.12.26 (26.11.28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

みんなの党宮城県議会第5支部

報告年月日 26.12.1 (26.12.1解散)

1 収入総額 225,863

前年繰越額 4

2 支出総額 225,859

3 本年収入の内訳 225,859

寄附 225,859

個人分 225,859

4 支出の内訳 225,863

政治活動費 225,863

機関紙誌の発行その他の事業費 225,863

宣伝事業費

225,863

5 寄附の内訳

(個人分)

境 恒春

225,859 気仙沼市

みんなの党宮城県議会第3支部

報告年月日 26.12.1 (26.11.28解散)

1 収入総額

138,950

前年繰越額

138,950

2 支出総額

138,950

3 支出の内訳

政治活動費

138,950

寄附・交付金

138,950

みんなの党宮城県気仙沼市議会第1支部

報告年月日 26.12.22 (26.11.28解散)

1 収入総額

100,916

本年収入額

100,916

2 支出総額

100,916

3 本年収入の内訳

寄附

100,916

個人分

100,916

4 支出の内訳

経常経費

47,352

備品・消耗品費

47,352

政治活動費

53,564

組織活動費

53,564

5 寄附の内訳

(個人分)

100,916 気仙沼市

○宮城県告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十七年一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
------------------	-------	-----------	------------	--------	-------

井戸 正枝	衆議院議員	井戸まさえ勝手心援団	多賀城市高崎三一	井戸 正枝	平成二十六年十二月四日
山本 進	塩竈市議会議員	山本すすむ後援会	塩竈市清水沢四丁目七-八	山本 進	平成二十六年十二月十一日

正 誤

○宮城県公報第二六一六号(平成二十六年十二月十二日付け) 中	誤
ページ 一四	下 行 後ろから一五
東京千代田区永田町二丁目二一	東京千代田区霞が関一丁目三一